

令和8年度 第1回 印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年8月28日（金） 午後3時00分～4時40分
- 2 開催会場 印西市役所2階 26会議室
- 3 出席者 清宮絹代委員（会長）、片山真澄委員、鈴木良祐委員、高城國司委員、松原紀之委員、平賀洋一委員、本多伸好委員、小山尚子委員
- 4 事務局 秋山課長、金子課長補佐、峰村係長、諫見
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議内容
 - 1 開 会
 - 2 委嘱書交付
 - 3 挨拶
 - 4 議 題
 - （1）会長及び副会長の互選について
 - （2）市民参加推進委員会の運営について
 - （3）令和7年度印西市市民参加実施結果の報告について
 - （4）令和8年度市民参加手続の実施予定について
 - （5）その他
- 7 会議資料
 - 資料1 市民参加条例及び施行規則 条文の構成と概要
 - 資料2 令和7年度 印西市市民参加実施結果報告書
 - 資料3-1 令和7年度 市民参加手続（1 市民意向調査手続
2 市民説明会、3 市民意見公募、4 市民会議）の実施状況
 - 資料3-2 令和7年度 市民参加手続（5 審議会等）運営状況
 - 資料4 令和8年度 市民参加手続の実施予定

8 議事

議題（1）会長及び副会長の互選について

清宮委員を会長に、松原委員を副会長に選任

議題（2）市民参加推進委員会の運営について

事務局 資料1 市民参加条例及び施行規則 条文の構成と概要、委員会の運営について説明。

委 員 市民参加条例第13条に「委員15人以内で組織し・・・」とあるが、委員の人数は、このくらいの人数で推移しているのか。

事務局 例年7～8名程の人数で運営している。昨年度は7名だったが、今年度の委員数は前年度より1名増の8名となった。

委 員 一昨年及び昨年の委員からの意見は実際どのように反映されているのか。例えば、Zoom 参加ができるようにして欲しいという意見は、どのように受け止められて、どういう結果になったのか知りたい。会議自体を Zoom にするのではなく、今自宅で仕事をしている人も多いので、Zoom 参加ができるような形にするほうが、より多くの市民が参加できるのではないか。

事務局 実際にオンライン会議を取り入れている審議会もあり、市としてオンライン会議をすることは可能。ただオンライン会議を取り入れるかは各会議で合意形成されなければ難しい。次回以降、規定を整理してオンライン会議ができるような方法を検討していきたい。

委 員 印西市市民参加条例について、他の自治体との違いはあるのか。定型的なものが国から示されているのか、また印西市は何を参考にして制定したのか。

事務局 本条例は平成20年に制定されて以降、改正は行われていない。当時は市民参加が活発で、多くの自治体で市民参加条例の制定が進められていた。印西市においても、条例策定に際して市民参加を積極的に取り入れるなど、先進的な取組を行ってきた経緯がある。市民参加手続については、パブリックコメントや説明会、市民会議などの一般的な手法を基本としている一方、市民提案制度など印西市独自の制度も設けている。また、市長・副市長から今後さらに市民参加を推進していく必要があるとの発言があったことを踏まえ、今後も調査・研究を行いながら検討を進めていく。その過程で条例改正の必要性に関する意見が出された場合には、本委員会において協議を進めていくこととする。

議題（3）令和7年度印西市市民参加実施結果の報告について

資料2 令和7年度 印西市市民参加実施結果報告書について説明

資料3-1 令和7年度 市民参加手続（1 市民意向調査手続 2 市民説明会、3 市民意見公募、4 市民会議）の実施状況について説明

資料3-2 令和7年度 市民参加手続（5 審議会等）運営状況について説明

委 員 資料3-1で「課題はあるが達成できた」という箇所が多いが、課題はあるが大した問題ではないという意味か、あるいは課題はあるが難しいという意味か。また、その課題について課ごとに検討されているのか。どのような課題があるのか具体的に知りたい。また課題についてこの場で話し合ってもいいと思う。

事務局 「課題はあるが達成できた」と評価しているものについて、こちらはパブリックコメントの件数が0件だったことを課題と認識している一方で、審議会等の他の市民参加手続きを通じて意見を聴取できたことから、目標は達成できたと評価していると考えられる。また、パブリックコメントについては、従来の意見提出方法に加え、現在 DX 推進課と連携しながら、デジタル化に向けた検討を進めている。デジタル化により今後、市民からの意見を幅広く収集できるようになることが期待される。課題に対して各課からの提出書類だけではわからない部分もあるため、次回以降委員会で細かいところまで説明できるよう、各課への調査をしていきたい。

委 員 市民参加手続の集計方法について「工夫したが効果がなかった」という箇所がいくつかあるが、どういう意味か。例えば資料3-1の8番目 障がい福祉課では、回答数2838人と結構な数だと思うが、これは工夫したことに効果がなかったのか、どういうことで効果がなかったのかわからない。

事務局 御指摘の通り、パブリックコメントの設置以外に工夫したことがなければ、「工夫したことがない」と表記するほうが適切だったと思う。7番の高齢者福祉課では、工夫したことがあったので「効果は感じられた」となっている。その下の9番保育幼稚園課では逆に、工夫したが提出件数は0件ということで「効果がなかった」にしている。今後は「効果がなかった」もしくは「工夫したことがない」のどちらかを選べるように変えていく。

委 員 資料３－２の「女性委員比率３０％以上の審議会等の割合」について「女性委員比率が」３０％に近づいてる点は大いに評価するが、こうした表記方法は結局男女別の役割分担を促進するだけなので、「一方の性は３０％以上」という表記にしてほしい。例えば去年見た資料では、育児に関することは女性が圧倒的に多く、男性がほとんどいないという実態があると、やはり男女の役割分担を決めてしまっているところがある。そこにも男性が参加できるような工夫をして欲しいという意味で、「一方の性が３０％以上」にしたほうがいい。これは国もこういう表記になっているので条例施行規則を改正してほしいと、昨年も申し上げている。それについてはどのように検討されたのか。

事務局 今データを見ていただくとわかるが、やはりどうしても男性委員の比率の方が多くなっているのが現状。その中で男性・女性の表記については男女共同参画係とも話をしながら、どのような目標設定・表記にすべきか検討していきたい。

委 員 印西市の職員は優秀で、非常によく調べていると思う。先ほど話があったような、結果や数字については、職員が一生懸命やっても市民の意識レベルが上がらないと本質的な部分は変わらない。市民が知る機会を多く作るべき。例えば条例の作り方など具体的なことを例に出す市民大学みたいなものを作ることで、問題について初めて知ることができると思う。

事務局 最近変わってきているところとしては、市民説明会時に、集まった市民の方々、小学生、中学生をターゲットにしたワークショップなどが増えてきていることが実態としてある。さらにパブリックコメントについても、公共施設に計画書を置き、紙を見てポストに入れる仕様だとなかなか意見が集まらないが、ちば電子申請サービスを活用してオンライン上で意見を集めることを行っている。そのように触れることによって市民の方々も、行政に関わっていく意識が出てくると思うので、市民の方が意見を出せる形を今後も進めていきたい。

委 員 先ほど Zoom 会議について意見が出たが、若い人を入れるために Zoom 参加を認める会議を増やしてほしい。委員募集に「Zoom 参加可能」と記載があれば若い人も参加しやすいのではないかな。また、若い人は平日仕事を休んでまで参加するのは難しいため、土日祝日の開催にしてほしい。

事務局 オンライン会議を認めるか認めないかについては、実際に上がる議題の内容にもよるので、委員の皆様に意見を聞いてその中で決定すべきだと思う。また土日祝日の開催については、行政としても市民の方が集まりやすい日に開催ができるよう、意見として受け止めていく。

議題（４）令和８年度市民参加手続の実施予定について

資料４ 令和８年度 市民参加手続の実施予定について事務局から説明。

委 員 「課題はあるが達成できた」は、課題が何か具体的に掘り下げることができれば方向性が見えてくるのではないかな。また、「十分に達成できた」という達成状況もあるので、結果を踏まえてアンケートをうまく活用できたらいいのではないかなと思った。

委 員 各課が出す評価について、何ができたら達成など評価の基準や指標はあるのか。

例えばここまで出来たら達成できたにするなど、数値目標はあるのか。

事務局 各課の評価方法に対して、基準は設けておらず選択式になっている。市民参加は市民の関心が高いものはパブリックコメントの数も多くなるが、関心が低いものは、意見がなく、意見が提出されないこともあるため、数字だけで優良をつけるのが難しい。ただ評価については、担当課の自己評価だけに任せるのではなく、市民活動推進課の方でも精査すると同時に、シートのより良い評価方法についても検討し改良していきたい。

委 員 市民参加の5つの手続に関して、各課がどれを選択するのか基準はあるのか。どの手続・回数・期間にするのか、恣意的に選ぶがゆえに結果が出たのか出ていないのか分からないという状況に陥っているのではないかと。本質は市民の意見が広く上がってきて政策に影響していくという所だが、その選択の部分が足りていないのではないかと。資料2を見ると参加総数に対して意見がとれていないので、一方的な制度だけではなく、ワークショップなど市民発意の方法があるといいと思う。

事務局 5つの市民参加手続のうち、どれを選ぶか、一律の決まりはない。しかし5つの手法から、必要なものを積極的に取り入れることになっている。そのため、恣意的にこれはやらないということはない。また、市民の意見を積極的にとりにいくという点では、藤代市長自ら民生委員の集まりに顔を出したり、こどもたちを集めて意見を聞いたりしている。そのため市長だけでなく課単位でも、より積極的な取り組みをしていくべきだと思っている。

委 員 マイナンバーの普及などで手続がDX化され、役所に訪れる人が少ない印象がある。そのため駅やイオンなど市民の目につきやすく、足を運びやすい場所にあれば意見も増えるのではないかと。ちば電子申請サービスで意見を出すこともできるが、ある一定の年齢の方はネットを使って意見を出すのが難しいと思う。自分の課題や関心事について考え、生活や環境をより良くするための意見を出す場は大切だと思うので、工夫をして頂きたい。

議題（5）その他

事務局 事務連絡として、市民提案手続があった際には、必要に応じて臨時で会議を開催する場合があることを説明。

令和8年8月28日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

令和8年9月19日

会議録署名委員 会長 _____ 清宮 絹代 _____